

平成30年度 所沢市放課後児童クラブ入所申込について

平成30年度所沢市放課後児童クラブ(児童館生活クラブ 又は 児童クラブ)の入所を希望する方は、次の ~ の書類をそろえ、クラブに直接提出してください。

申込期間は、平成29年11月20日(月)~12月4日(月)です。

申込期間を過ぎても受付いたしますが、入所優先順位が低くなりますのでご注意ください。

入所申込書

- ・「児童館生活クラブ」、「所沢市立児童クラブ」、「所沢市立中富小児童クラブ」、「所沢市児童クラブ(KIRACCO・KIRACCO 小手指・YMCA キッズクラブ・北秋津ゴロニャンクラブ・わくわくクラブ)」とで、提出する申込書の種類が異なります。

入所希望クラブ	入所申込書
児童館生活クラブ	平成30年度所沢市立児童館生活クラブ入所申込書
所沢市立児童クラブ	平成30年度所沢市立児童クラブ入所申込書
所沢市立中富小児童クラブ	平成30年度所沢市立児童クラブ(中富小児童クラブ用)入所申込書
所沢市児童クラブ	平成30年度所沢市児童クラブ入所申込書

- ・申込書右上の日付欄には、申込書を提出する日を記入してください。
- ・「家族構成」の欄には、同居している方全員を記入してください。
- ・緊急連絡先は、保護者を最優先に記入してください。

児童状況書 (出身保育園・性格・平熱・食物アレルギーなどについての調書)

- ・障害者手帳を所持しているお子様は、手帳のコピーを添付してください。
- ・かかりつけの病院等がありましたら、参考にしますので、「緊急時の病院」の欄に記入してください。

自宅案内図 兄弟姉妹であれば、原本1部のほかはコピーで対応可能

- ・クラブから自宅付近の略図を記入し、クラブから自宅までの経路を朱線で示してください。
- ・自宅からクラブまでの徒歩での所要時間を記入してください。

就労等を証明する書類 兄弟姉妹であれば、原本1部のほかはコピーで対応可能

- ・就労等の状況により提出する書類が異なります。保護者は、下表を参考に証明する書類をご用意ください。
- ・両親世帯の場合は、必ずそれぞれの証明が必要となります。

就労等の状況	提出書類	備考
会社等に勤務している方(親族が経営する会社等に勤務している方含む)	「就労証明書」	(1)勤務先に「就労証明書」の記入を依頼してください。 (2)「証明者」は勤務先の代表者(証明権限のある方)をお願いします。 (3)証明印は、必ず代表者印(社判)を押印してもらってください。 個人印・三文判・スタンプタイプの簡易印は認められません。 ただし、代表者印がない場合に限り、証明者の個人印を押印いただいても構いませんが、その場合は、青少年課 又は 各クラブより確認の電話を入れさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

会社等の経営者・自営業の方	「申告書」 経営者等であることが客観的に確認できる書類	(1)「申告書」は、ご本人が記入してください。 (2)経営者等であることが客観的に確認できる書類の例 商業登記簿謄本・請求書の宛先が会社等になっている公共料金の領収書・確定申告書 それぞれコピーの提出も可能です。
就職のために学校に通学している方	「状況書」 在学証明書 授業の終了時刻が確認できる書類	(1)「状況書」は、ご本人が記入してください。 (2)在学証明書は、市では特定の書式を用意していません。 学校に発行を依頼してください。 (3)授業の終了時刻が確認できる書類の例 学校の時間割・レジュメ等 それぞれコピーの提出も可能です。
病気で通院や入院している方	「状況書」 医師の診断書	(1)「状況書」は、ご本人が記入してください。 (2)通院中の方は、お子様の保育ができない病状等であることが入所の要件となります。このため、診断書にはそういった状態であることが分かるように記載してもらってください。 (3)医師の診断書は、コピーの提出も可能です。
家族や親戚等の介護や看護をしている方	「状況書」 医師の診断書 又は 介護等の状況であることが客観的に確認できる書類	(1)「状況書」は、ご本人が記入してください。 (2)医師の診断書 又は 介護等の状況であることが客観的に確認できる書類は、コピーの提出も可能です。
就職内定・求職活動中の方で就労証明書が提出できない方	「誓約書」 (別紙6-1)	(1)「誓約書」に書かれた内容をよくお読みいただき、ご同意いただいたうえで、ご提出ください。 (2)「誓約書」は、ご本人が記入してください。

医師の診断書は、原則として半年以内に書かれたものとします。

保育士、幼稚園教諭、保育教諭として市内の認可保育園、幼稚園、認定子ども園、地域型保育事業所に就労している方は、保育士証または保育士登録事務センターの申請受付、幼稚園教諭免許、保育教諭免許のコピーを提出ください。放課後児童支援員及び補助員として市内の放課後児童クラブに就労している方は、「就労証明書備考欄」に放課後児童支援員及び補助員として勤務している旨を記載ください。

「就労等を証明する書類」について、どの状況にも該当しない方は、青少年課までお問い合わせください。

「就労証明書」については、必要に応じて、青少年課 又は 各クラブから職場等に問い合わせをする場合がございます。予めご了承ください。

生活保護受給世帯は『生活保護受給証明書』を添付してください。

ご提出いただいた書類につきましては、当該事業以外で使用することはありません。

また、個人情報につきましては、適切に管理させていただきます。